

2013年12月30日

特定口座「みなし廃止」措置の廃止のお知らせ

2013年度の税制改正を受け、特定口座において上場株式等を有しないこととなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に取引がない場合に当該特定口座につき特定口座廃止届出書があったものとみなす措置(いわゆる「みなし廃止」)が廃止されます。

これに伴いまして、HSBC 規約集第20章特定口座規定第14条(特定口座の廃止)の規定の適用がなくなりますので、特定口座をお持ちのお客様におかれましては、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、香港上海銀行東京支店(0120-777-369、平日 9:00~17:00)までお問合せください。

香港上海銀行